

# Q & A

(災害補償課)

Q

## 遺族補償年金を受ける権利の消滅について

ある消防団員の公務災害により、遺族補償年金を受給している被災団員の実父が、再婚することとなりました。

この場合、遺族補償年金は継続して支給できるのでしょうか。

A

遺族補償年金を受ける権利の消滅については、市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)第13条に規定されており、次の場合において、権利が消滅します。

- 1 死亡したとき。
- 2 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 3 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
- 4 離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。
- 5 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。)
- 6 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるかまたは非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であった時を除く。)

したがって、本件の場合、2号に該当していることから、実父の受給権は消滅することとなります。この時、他に同順位者がいない場合には、次順位の受給資格者が新たに受給権者となり遺族補償年金を受給することとなりますが、他に受給資格者がいない場合には、失権し年金は終了となります。

## Q & A

なお、遺族補償年金は、被災者の死亡当時、生計維持関係があったことが要件です。これは収入に依存していたことを意味するのではなく、生計を一体としていたことを意味するものであり、婚姻により新たに生計を一体とするものを得たのであれば、被災者死亡による被扶養者利益の喪失状態は解消されたものとみなされることから、配偶者に限らず権利が消滅することとなります。